

令和2年4月1日より施行

経営事項審査の審査基準の改正について

建設キャリアアップシステム（CUUS）においてレベル4又はレベル3を取得した建設技能者について、経営事項審査における技術職員数（Z1）の技術職員区分・資格に追加し、所要の評点が付与されることとなりました。

【レベル4技能者】

登録基幹技能者と同等レベルとして評価し、3点の評点を付与。

【レベル3技能者】

技術者資格2級又は技能士1級と同等レベルとして評価し、2点の評点を付与。

【改正後】

1級技術者		左記以外の者	・登録基幹技能者 ・ <u>レベル4技能者</u>	・技術者資格2級 ・技能士1級 ・ <u>レベル3技能者</u>	その他※
監理技術者資格証 保有 ＋ 監理技術者講習 受講					
6点	5点	3点	2点	1点	

※その他：技能士2級、同等有資格者＋実務経験

【技能区分と対応する建設業】

技能者の技能区分と評点の付与が可能な建設業については、裏面をご覧ください。

【確認資料】

レベル4又はレベル3技能者であることの確認資料として、「能力評価（レベル判定）結果通知書」の提出が必要となります。

当該書面は、レベル判定を受けた方が個別に出力可能です。

※キャリアアップカードの写しの提出は不要です。

お問い合わせ先

山形県庁県土整備部建設企画課 又は 各総合支庁建設総務課 行政係

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類のうちいずれかに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準電気	電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゆんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・レンガ・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木